

那覇市障がい者自立支援協議会設置要綱

平成26年8月12日 福祉部長決裁

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。)第89条の3第1項の規定に基づき、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができることを、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障がい者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、那覇市障がい者自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議会の所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者相談支援事業者等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業に従事する者の能力開発に関すること。
- (4) 障がい者の就労等社会生活の支援に関すること。
- (5) 南部圏域障害者自立支援連絡会議及び沖縄県障害者自立支援協議会に対し地域における課題等についての提案に関すること。
- (6) 障害を理由とする差別を解消するための取組等に関すること
- (7) その他地域の障害福祉の増進に関する必要事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 障害福祉に関する相談支援事業に従事する者
- (2) 障害福祉サービス事業に従事する者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育及び雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 障がい当事者及びその家族

(8) 学識経験者

(9) その他市長が必要と認める者

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を審議する必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特定の事項に関する審議が終了するまでの間とする。

4 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を辞した後も同様とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の合計数の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第8条 協議会の下に、ワーキングチーム（以下「ワーキング」という。）を置くことができる。

2 ワーキングは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 困難事例等の検討・調整に関すること。

(2) 地域の関係機関によるネットワークづくりに係る協議に関すること。

(3) 地域の社会資源の開発・改善等に係る協議に関すること。

(4) 権利擁護等に係る協議に関すること。

(5) その他障害福祉計画の具体化に向けた協議等に関すること。

3 ワーキングは会長の指名する者をもって構成する。

4 ワーキングにリーダーを置き、当該ワーキングに属する者の互選によってこれを定める。

5 ワーキングは、リーダーが召集し、その議長となる。

6 リーダーは、ワーキングの事務を掌理し、ワーキングの調査研究の経過及び結果を協議会に報告する。

7 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、ワーキングに出席することができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

1 この要綱は、平成26年8月12日から施行する。

2 那覇市地域自立支援協議会設置要綱（平成19年5月21日部長決裁）は、廃止する。

付 則（平成28年4月1日福祉部長決裁）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年7月20日福祉部長決裁）

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。